

樋口一葉『十三夜』の時代

— 明治の結婚と離婚 —

広井多鶴子

はじめに

樋口一葉の『十三夜』は、離婚の決意を固めながらも、それによって一人息子を失うことを怖れて離婚をとどまる女性の姿を描いている。

美貌の娘、お関は、高級官吏の原田勇に見初められたことにより、身分違いの結婚をする。結婚当初、勇はお関を「下へも置かぬ」ように扱っていたものの、一人息子の太郎が生まれてからは、人が変わったように何かにつけお関に当たるようになる。お関は以来、「物言はず辛棒して」きたが、太郎が五歳の旧暦十三夜の夜、秘かに実家に戻る。離婚の決意をはじめて語る娘に対し、父は「太郎は原田のもの、其方は斎藤の娘、一度縁が切れては二度と顔を見にゆく事もなるまじ」と、離婚を断念するよう説得する。お関はそうした父の言葉を聞き、「私の身体は今夜をはじめに勇のものだと思ひまして、彼の人の思ふまゝに何となりして貰ひましょ」と言い残し、月明かりの中一人帰って行く。

『十三夜』が書かれたのは、明治二八（一八九五）年である。ここに描かれた横柄で権力的な夫、それにひたすら耐えるしかない妻の立場、子どもは夫のものという家父長的な家の観念、悲愴な決意をしてまで父の言葉に従う娘の姿等々、いづれも今日の私たちの実感や常識からほど遠い時代の物語のように思える。だからこそ『十三夜』は、「半封建的な、明治という時代における女性の悲劇」として理解されてきた（猪狩友一「『十三夜』」『国文学解釈と鑑賞』一九九五年六月号一四三頁）。

だが、『十三夜』は明治という新たな時代だからこそ生まれた物語でもある。それは、この作品が書かれた明治二〇年代が、新たな結婚・離婚制度の創出期だからであり、『十三夜』には、そうした制度創出の渦中にある結婚の一つの有り様が描かれている。この小論では、『十三夜』を素材に、明治の結婚と離婚の姿を描き出してみたい。その意味で、これは作品分析というよりは、『十三夜』の描いた時代を読む試みである。

1 勇の結婚

『十三夜』の新しさは、何よりお関と勇のなれ初めに示されている。身分を越えた婚姻の自由が認められるようになったのは、明治四（一八七一）年のことだった。明治四年八月二三日の布告は「華族ヨリ平民ニ至ルマテ婚姻差許サレ候」と宣言した。この婚姻の自由化は、実は「男の面食いの解放」であったと言われている。明治二三年に文部大臣になった芳川顕正が、「妻を探してくれ。美人であれば、実家は貧乏でもなんでもかまわん」と人に頼んだというエピソードは、婚姻の自由が、実は上流の面食い男の解放であったことをよく表している。上流社会の男性が下層の美女を妾ではなく妻として求めることが可能になったのである（井上章一『美人論』リプロポート一九九一年）。自分の車の中に落ちた追羽根の羽根を取りに来た十七歳の美しい娘を見初めて、強引に妻にした原田勇の結婚は、まさに「男の面食いの解放」の産物であった。

だが、勇とお関の自由結婚はすぐさま破綻してしまう。勇は何も知らない若い妻に満足できずに、お関の「不器用不作法」や「教育のない身」を非難する。それについてお関は「素より華族女学校の椅子にかゝつて育つた物ではないに相違」なく、お茶やお花も習ったことはないけれども、ならば習わせてくれればすむべきはずと愚痴を言う。お関と勇の間に、学歴という明治以降創られた新たな階層の壁があることがわかる。

天野正子は、東京帝国大学などを卒業した学歴エリートの妻の学歴を歴史的に分析しているが（「婚姻における女性の学歴水準と社会階層」『教育社会学研究』四二集一九八七年）、それによると、一八五六年から一八七五（明治八）年の間に生まれた東大卒の夫（おそらく勇はこの分類に属す）の妻の学歴水準は、七一・九％が初等教育、二五・〇％が中等教育、三・一％が高等教育であった（図1）。お関が尋常小学校卒であるとすれば、お関の学歴はこの当時の学歴水準としては、決して低いものではなかったのである。このことは、お関が小学校に通っていたはずの明治十年代半の女子の小学校就学率が、文部省の全国統計で約三〇％（図2）、一八九〇（明治二三）年の女子中等教育在籍率が〇・二％だったことからわかる。

だが、学歴は同じ初等教育卒でも、お関と他の学歴エリートの妻たちとは決定的に教育環境が違っていた。それは、東京帝大卒業生と結婚した一八六八（明治元）年から九〇（明治二三）年生まれの女性の多くが、家庭教師について学業を習得しているからである。すなわち、この当時の東京帝大出身者は、「公教育の枠外で個人教師をつけるだけの経済的余裕のある、資産家出身の妻を選んでいた」（同上論文七五頁）。

お関と勇の結婚は、女性の中・高等教育があまり普及しておらず、そのために、いまだ学歴よりも出身階層が妻選びの重要な要素となっていた時代の結婚だったのである。

そうした当時であって、資産家の娘でないお関を選んだのは、勇の「軽薄な近代主義」（関礼子『語る女たちの時代』新曜社一九九七年三一六頁）のなせる技であったかもしれない。天野の分析では、学歴エリートの子供の妻選びに学歴が重要な意味を持つようになり、妻の過半数が、実際に中等教育以上の学歴を持つようになったのは、一九一〇（明治四三）年代であるとされる（同上論文七五頁）。それよりもかなり早い時代に、妻の出自ではなく学歴にこだわった勇は、かなり「進歩的」「開明的」な思想の持ち主と言えるかもしれない。おそらく明治の開明的高級官吏を自認していた勇からすれば、妻の出身階層を不問としたがゆえに、かえって学歴が重要な意味を持つことになったのだろう。

このように、身分を否定し、学歴を重視する開明的な勇が、お関にひどく当たるようになったのは、自らの結婚の現実が思い描いていたものとはほど遠いものだったからではないだろうか。「家の内の楽しくないは妻が仕方が悪るいからだ」「詰まらぬくだらぬ、解らぬ奴、とても相談の相手にはならぬ」「張も意気地もない愚うたらぬ」といった勇のお関への非難は、家父長的で封建的な夫の暴言というよりは、結婚や妻に対して過大な期待を抱くがゆえの恨み言のように響く。そんな勇の前で、お関はただただ口をつぐんで耐え忍ぶしかない。だが、勇が求めたのは、おそらく口答えしない従順なだけの妻ではなく、互に愛情を与えあい、相談のできる伴侶だったのではないか。その意味で、勇の思い描いた結婚は、夫婦の自由な結合を基礎とした情緒性の強い〈近代的家族〉だっただろう。

2 お関の〈母性〉

このようにお関を責め続ける勇だが、離婚については一言も口にしていないようである。その理由として一つだけ明らかなのは、勇が子の母としてお関は必要だと考えていることである。勇はお関に「太郎の乳母として置いて遣はす」などと言う。お関もまた「太郎の可愛さに気が引かれ」るがゆえに辛抱し続けてきた。お関も勇も、子にとっての母という存在に過大な思い入れがあるように見える。

勇とお関が共有するこのような〈母性〉への信頼は、最近の女性学では、封建的・儒教的道徳の残存・再編ではなくて、明治以降に形成されていった近代的な思想として理解されている（小山静子『良妻賢母という規範』勁草書房一九九一年）。とすれば、子の母であるがゆえにお関を離縁しえない勇も、子どものために耐えてきたお関

も、ともに近代の〈母性〉思想を生きているということになる。

実際、太郎は母の「手より外誰の守りでも承諾せぬ」ほどに、お関になつており、「外へ出れば跡をおいひまするし、家内に居れば私の傍ばつかり覗ふて、ほんにほんに手が懸かって成ませぬ」とお関はこぼす。「侍婢ども」がいても、お関がかなりの部分、自らの手で子どもの面倒をみていたのだろう。

だが、戦前の上流社会では母は子育てには直接関わっていない。とりわけ華族の子どもにとって、母とは膝の上にとつたこともないほど遠い存在であり、母と父の役割はそう違わなかったとされる。実際の子育てはお付や行儀見習いや乳母、侍女が行ったのである（タキエ・スギヤマ・リブラ「母性に見る自然と文化の境界」脇田晴子他編『ジェンダーの女性史下』東京大学出版会一九九五年）。

それに対し、勇の属する中流家庭こそが、母としての女性の役割を創出していった。明治の代表的女性雑誌である『女学雑誌』では、明治二〇年代に家事を妻の主要な役割として位置づけるようになり、その中心的論者である巖本善次は、「それまで中上層階級の奥方にとって必ずしも必要なことでなかった料理、家計管理、育児、などの具体的な仕事をはっきりと妻の役割として固定」したとされる（岩堀容子「明治中期欧化主義思想にみる主婦理想像の形成」脇田他前掲書四六六頁）。母こそが科学的な知識と愛情をもって子どもの教育に当たるべきであるという世論が形成されていったのである。

明治三〇年代の中流階級は、「俸給は一〇〇円以上で財産収入が多く、家事使用人を一人以上雇い、世帯主の両親との同居も少なくない、というのが一般的な姿であった」とされる（「日本における性別役割分業の形成」荻野美穂他『制度としての女』平凡社一九九〇年一九二頁）。財産収入は不明だが、奏任官であった勇の月俸は、おそらく二〇〇円（五等）か二五〇円（四等）、同居の舅姑はおらず夫婦と子一人の暮らしだが、使用人が数人おり（ちなみに明治三〇年の賃金表によれば、下婢の月給は一円二三銭にすぎない）、中流家庭の中でも裕福な方だっただろう。

にもかかわらず、お関は自ら子どもの世話を行っていた。「御同僚の奥様がた」のような「お花のお茶の、歌の書の」といった文化的教養を持たず、それゆえ奥様方の「御話しのお相手」のできないお関は、子どもにのめり込んでいかざるをえなかったのかもしれない。こうしたお関の姿は、社交の場や仕事など、外の世界から離れ、母として家庭に閉じ込められていったその後の「新中間層」の妻たちの姿に重なって見える。

3 お関の決意

しかし、ついにお関は耐えきれず、太郎の顔をもう二度と見ない決意をして家を出る。お関はこうして自ら離婚を決意するのだが、お関の発想の中には、女性から離婚を求めること自体への違和感や抵抗感はない。

江戸時代の庶民の離婚は、これまで言われてきたような夫の側からの一方的な専権離婚ではなく、離縁状の「三行半」は形式に過ぎず、女性の側からの「飛び出し離婚」や双方の「熟談離婚」も少なくなかったことが明らかにされている（高木侃『三行半』平凡社一九八七年）。お関が自ら離婚を求めたのは、江戸時代からの「飛び出し離婚」という庶民の慣習の反映であるかもしれない。

だが、このことは江戸時代の離婚における男性の優位を否定するものではない。離縁状は妻が出すべきものではなく、夫が発行するものであった。少なくとも建前は、夫が離婚の決定者・許可者だったのである。そうした慣習があったからこそ、お関も親に「離縁の状を取って下され」と頼むのである。夫が離縁状を発行しないかぎり、離婚は成立しない。その意味で、江戸時代の離婚制度における夫の優位は否定しえないものだった。

明治になると、離婚は夫の離縁状によってではなく、戸長役場への届け出・戸籍への登録（明治八年太政官達）や地方長官への願出で成立するものとなる。この時期の届出離婚は、必ずしも双方の合意による協議離婚とはいえず、夫の一方的な届け出が認められる場合もあったとされる（堀内節・加藤美穂子「明治前期における離婚法」『講座家族4 婚姻の解消』弘文堂一九七四年二四〇頁）。それでもこの届出制度は、夫の専権による離婚を公的に否定し、夫婦の協議・合意による離婚へと向かわせるものだっただろう。さらに、明治六年の太政官布告一六二号が、はじめて妻の裁判上の離婚請求権を規定したことも画期的である。女性の側から離婚を求めることが、法的に認められたのである。お関の自ら離婚を求めることへの違和感のなさは、江戸時代の庶民の慣習の連続というだけでなく、こうした新たな時代の離婚制度の反映とも考えられる。

4 離婚の断念

こうして一旦は離婚を決意したはずのお関だが、結局は、妻ではなく母として生きる覚悟を再度固めることによって、離婚を断念する。「太郎に別れて顔も見られぬ様にならば此世に居たとて甲斐もない」、「私さへ死んだ気にならば三方四方波風たた

ず、兎もあれ彼（あ）の子も両親の手で育てられます」「今宵限り関はなくなつて魂一つが彼の子の身を守るのと思ひます」といった言葉に、母として生きようとするお関の決意が表れている。〈母性〉がお関に離婚を断念させたのである。

とすれば、子どものために生きることを女性に強要する〈母性〉は、自ら離婚を求めることは子どもにとってよくないという罪悪感をも生み出すことにもなる。お関が離婚を忌避する理由は、離婚後の生活の困難や世間の目ではなくて、何より太郎を「片親」にしてはいけないという思いである。このようなお関の〈母性〉に根差した離婚に対する罪悪感もまた、子どもと母との関係を特別視する〈母性〉が近代社会の発明品である以上、当時であってはかなり新しいものだったのではないだろうか。

江戸時代は、離婚が相当肯定的に捉えられるようになった今日よりもはるかに離婚の多い社会だった（落合恵美子「失われた家族を求めて」河合隼雄他編『現代日本文化論2 家族と性』岩波書店一九九七年）。明治維新以降も引き続き離婚は多く、その離婚率は世界的・歴史的に見て、特異なほど高かったとされる（湯浅雍彦「離婚率の推移とその背景」前掲『講座家族4 婚姻の解消』三三七頁）。『十三夜』が書かれた明治二八年は、この離婚率の最も高い時期であった（図3）。こうした離婚の多さは、江戸時代以来の女性の地位の低さを表していると理解されてきたが、高木侃はむしろ逆に当時は「傷もの」「出戻り」といった離婚女性に対するマイナス・イメージがなかったからだと指摘している（前掲書一六頁）。

しかし、離婚率はその直後の明治三十一年に急激に下がる。その直接的な要因は、明治民法の制定（明治三十一年）によって、離婚に対して国家的な規制が行われるようになったからであると言われている（湯沢同上論文三四四頁）。だが、高木の言うように、明治前期の離婚率の高さが、離婚に対するマイナス・イメージのなさゆえであるとするならば、離婚率急減の背景には、離婚をタブー視し、抑制する新たな規範の成立があったのではないかと思われる。離婚が子にもたらす影響をまず第一に心配し、離婚は何より子どもにとってよくないと考えてしまうお関の発想、それこそが、離婚を抑制する新たな規範だったのではないだろうか。この点を今証明する用意はないが、後述するように、離婚の際に「子の利益」が考慮されるようになったのが明治二〇年代であることからすれば、そう根拠のないこととは思われないのである。

離婚を罪悪視する発想が明治中期に形成されていったのだとすれば、明治民法制定後から一九六〇年代半ばまでの離婚率の低さは、善くも悪しくも、女性が子どもを思って離婚をためらい、家庭に拘束されてきたことの歴史的証左ということになる。お関はそうした女性たちの嚆矢だったのかもしれない。

5 離婚後の子の帰属

それにしても不思議に思うのは、人一倍子ども思いのお関が、子どもを自分が引き取ろうとは少しも考えないことである。お関もお関の親も、子どもは当然父に属すものだと考えている。このことが、今日の私たちからすれば、非常に古くさい時代の悲劇という印象を『十三夜』に与えている。

しかし、実は離婚に際して父よりも母が子どもを引き取る事例が増えたのは、戦後の父母平等の新民法が成立してから二十年も後の一九六五年以降にすぎない（図4）。それ以前は子どもは父の家の子であり、父が子どもを引き取るものだという発想が少なからず存在していたものと思われる。

江戸時代、幕府法では、男女ともに父が引き取るようになっていた。しかし、一般庶民の慣習法では、基本的に男児は父、女児は母が引き取る例が多かったとされる。明治初年に全国の慣例を調査した『全国民事慣例類集』でも、「男子ハ夫ニ付シ、女子ハ婦ニ付シテ養育スルノ義務アル事一般ノ通例ナリ」と分析している。父が子をすべて引き取った地域も少なくなかったようだが、子どもの性別が子の引き取り先を決める一つの重要な基準となっていたことがわかる。

明治初期の太政官などの指令では、基本的に父が惣領の子を引き取り、他は協議で決めるものとしている。つまり、父が跡取りを確保することが主要な関心事であり、惣領以外の子どもは、必ずしも父が引き取るわけではない。協議が整えば、母が女児や長男以外の男児を引き取ることができたのである（村上一博『明治離婚裁判史論』法律文化社一九九四年）。

しかし、明治二三（一八九〇）年に制定された旧民法は、離婚後も父を親権者とするとともに（一四九条）、裁判所が「子ノ利益」のために、母に子の監護を要請しないかぎり、離婚後の子の監護はすべて父が行うものとした（九〇条）。母の子の引き取りを基本的に否定したこの旧民法は施行されずに終わり、明治三一（一八九八）年に改めて明治民法が制定・施行されるが、同法は、協議で監護者を決定することができるとした（八一二条、八一九条）。親権者は離婚後も父であるが、協議が成立すれば、母がすべての子の引き取って監護することが可能となったのである。

『十三夜』が書かれた明治二八年は、このように非常に錯綜した時期である。旧民法が施行されずとも、それなりの効力を持っていたとすれば、お関が子どもを引き取ることは相当難しい。だが、明治二〇年代は、子の性別や、相続関係に関係なく、子の養育、子の利益にとって、父と母のどちらが子を引き取るのがふさわしいかが、裁判上問われるようになった時代であるとされる（村上前掲書一五九頁）。だからこそ、

旧民法にも「子の利益」という観点が導入されたのであり、この時期はじめて、「子の利益」という発想によって、主に幼少の子に対する養育者（監護者）としての母の役割に目が向けられるようになったのである。実際、明治二九年五月九日の指令は、幼少のため養育困難という理由で、母が協議の上、子の廃嫡をして「独子携帯復籍」することを認めている。とすれば、勇が合意すれば、お関は長男の太郎を引き取ることができる。協議が成立しない場合でも、裁判で争えば、「子の利益」のために、お関が子の監護者となる可能性も開かれたのである。

このように明治二〇年代以降の「子の利益」への着眼や明治民法の監護権といった新たな理念は、母の養育者としての役割を認め、その意味で母の地位を高めることになった。しかし、明治民法が離婚後の母の親権行使を認めず、基本的に父が親権を行使するものとしたように、父の優位が制度的に維持されていたことには変わらない。長男の太郎は父のものだというお関の発想は、当時にあっては一般的なものであり、制度的な裏付けを持っていたのである。

だが、こうした父の優位は、これまで言われてきたように、必ずしも日本に特殊な封建的家制度のせいというわけではない。明治民法制定当時のドイツ民法もフランス民法も、明治民法同様、離婚後も基本的に父が親権を行使するものとする一方で、子の監護権と親権を分けることによって、場合により母に監護権を与えようとした。離婚後子どもは父に属すのものというお関の思い込みは、当時の世界的な家父長制の水準を反映したものでもあったのである。

おわりに

『十三夜』は、遠い昔の悲しく美しい物語ではない。今日に連なる近代社会創出の物語として読めるのではないか。強引な推測ながら、それがこの小論を書いた動機であり、結論である。明治中期のこの作品からは、近代社会創出期の結婚や家族の姿がリアルに伝わってくる。その意味で、私にとってはとても面白いテキストだった。この作品が読みつがれるのも、そのせいではないかと思うのである。